

社 会 福 祉 法 人
慈 光 会 定 款

社会福祉法人 慈光会 (ひかり保育園) 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、公益社会福祉法人「慈光会」という。

(経 営 の 原 則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの、質の向上並びに、事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 地域福祉のため、子育て支援相談窓口を設ける。

(事 務 所 の 所 在 地)

第 4 条 この法人の事務所を、
大阪市淀川区三津屋中 1 丁目 6 番 1 号に置く

第2章 役員及び職員

(役員 の 定 数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名～9名
- (2) 監事 2名(内1名は、会計士とする。)

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長になる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族、その他特殊の関係がある者が、理事のうち三分の一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員 の 任 期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員及び監事は、再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員 の 選 任 等)

第7条 理事は、評議委員会の推挙を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議委員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員 の 報 酬 等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を実費弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理 事 会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、年2回これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は、監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び、理事会に出席した理事全員及び監事は、理事会の議事についての経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は、記名押印しなければならない。

(理 事 長 の 職 務 の 代 理)

第10条 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び大阪市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議委員会

(評議委員)

第13条

この法人に、評議員7名～10名を置く。

- 2 評議員は、4名の評議員指名委員で、選任する。
- 3 評議委員は、評議員指名委員の推挙により、理事長が委嘱する
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員の任期は、4年とするただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。。
- 6 評議員が、次の各号に該当するときは、評議委員会において、3分の2以上の議決によりこれを解任できる。
ただし、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他委員としてふさわしくない言動があつたとき。

(評議委員会)

第14条

この法人に、評議員をもって構成する評議委員会を置く。

評議委員会は、原則として年に1回、決算後に開催する。

- 2 評議委員会は、監事が招集する以外は、理事長が招集する。
- 3 評議委員会の議長は、その都度互選する。
- 4 評議委員会は、この定款に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 議長及び評議委員会において選任した評議員2名は、評議委員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は、記名押印しなければならない。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第15条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪市淀川区三津屋中1丁目21番2、21番地3、21番地5
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、ひかり保育園園舎1棟(床面積1階257.92㎡ 2階257.92㎡ 3階10.44㎡)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第16条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

2. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
3. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第17条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第18条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第19条 この法人の予算は、毎会計年度前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（決算）

第20条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部、又は一部を基本財産に編入することができる。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 区 分)

第 2 1 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 大阪市淀川区三津屋中 1 丁目 21 番 2、21 番地 3、21 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、ひかり保育園 園舎 1 棟 (床面積 1 階 257.92 m² 2階257.92m² 3階10.44m²)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基 本 財 産 の 処 分)

第 2 2 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

2. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
3. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(会 計 年 度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもっておわる。

(会 計 処 理 の 基 準)

第24条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨 機 の 措 置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 解 散 及 び 合 併

(解 散)

第26条 この法人は、社会福祉法第46条1項1号及び3号から6号までの解散事由により解散する。

(残 余 財 産 の 帰 属)

第27条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第28条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第 6 章 定 款 の 変 更

(定 款 の 変 更)

第 2 9 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て大阪市長の認可（社会福祉法第 43 条 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第 7 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公 告 の 方 法)

第 3 0 条 この法人の公告は、社会福祉法人慈光会の掲示板に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施 行 細 則)

第 3 1 条 この定款の施行についての細則は、理事会において別に定める。

附 則

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日をもって発効する。